

第六十七回国会
衆議院

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第五号

(八二)

昭和四十六年十一月十五日(月曜日)

午後一時十一分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 金丸 信君

理事 二階堂 進君

理事 毛利 松平君

理事 細谷 治嘉君

理事 門司 亮君

理事 池田 清志君

理事 小淵 恵三君

理事 大野 明君

理事 佐藤 文生君

理事 關谷 勝利君

理事 田中 龍夫君

理事 谷川 和穂君

理事 森 喜朗君

理事 山下 徳夫君

理事 井上 普方君

理事 川俣健二君

理事 武部 文君

理事 山口 鶴男君

理事 桑名 義治君

理事 田畑 金光君

理事 米原 昶君

出席國務大臣

法務大臣

文部大臣

厚生大臣

通商産業大臣

運輸大臣

労働大臣

建設大臣

國務大臣

(総務府総務長)

國務大臣
(防衛庁長官)
西村 直己君

國務大臣
(経済企画庁長官)
木村 俊夫君

國務大臣
(環境庁長官)
大石 武一君

人事院事務総局
管理局長
砂田 重民君

防衛政務次官
野呂 恭一君

防衛庁参事官
鶴崎 敏君

防衛庁長官官房
長官
尖戸 基男君

防衛施設庁長官
久保 卓也君

防衛施設庁総務
部長
長坂 強君

沖繩・北方対策
庁長官
岡部 秀一君

沖繩・北方対策
庁総務部長
岡田 純夫君

沖繩・北方対策
庁調整部長
田辺 博通君

農林政務次官
伊藤宗一郎君

自治政務次官
小山 省二君

委員外の出席者
沖繩及び北方問題
に関する特別
委員会調査室長
綿貫 敏行君

委員の異動
十一月十五日
辞任
天野 光晴君
補欠選任
江藤 隆美君

同日
藤波 孝生君
辞任
江藤 隆美君
補欠選任
天野 光晴君

森下 國雄君 藤波 孝生君

本日の会議に付した案件

沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出第一号)

沖繩の復興に伴う関係法令の改廃に関する法律案(内閣提出第二号)

沖繩振興開発特別措置法案(内閣提出第三号)

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案(内閣提出第六号)

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第一号)

沖繩平和開発基本法案(細谷治嘉君外十六名提出、衆議院第一号)

○床次委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律案、沖繩の復興に伴う関係法令の改廃に關する法律案、沖繩振興開発特別措置法案、沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めの件、及び細谷治嘉君外十六名提出にかかる沖繩平和開発基本法案、以上の各案件を一括して議題といたします。

質疑を続行いたします。藤波 孝生君。

○委員長 関連諸法案の質疑に入る前に、過般、國場委員から話もございましたように、今年に入ってから、年初以来、干ばつ、台風、続いて季節はずれの台風が今日また見舞うというふうな形で、いわゆるダブルパンチ、トリプルパンチの連続のような状態にございますが、実は沖繩におきま

しては、本土と違ひまして災害関係の諸法令あるいは制度の適用がございせんために、いろいろと今日まで処置等についても手おくれといひますか、おくれを見ておるような状況であります。

干ばつを中心にしては、過般第一次の措置がとられたわけですが、続く災害といひまして、特に台風二十八号による甚大な被害がございまして、その措置を中心にして、その後第二段の対策を進めておられるというふうにとつておりまして、その処置の内容についてまずお尋ねをしたいと思います。

○山中国務大臣 先週の月曜に琉球政府の予算当局から正式な説明を受けまして、精力的に詰めたわけですが、参議院の予算委員会、当委員会等において約束いたしました先週一、二、土曜日に決定をいたしました。

その内容を申し上げますと、総額本土政府が措置するものが三億八百三十万三千円でございます。そのうち、緊急住宅に關するものは仮設住宅、これが琉球政府要求は百九十三戸でございますが、この中には米軍がすでに建てました四十戸も入っておりますので、これは合意の上削除いたしましたして、百五十三戸ということで合意を見た次第であります。さらに家屋の補修も要求がございましたが、これは琉球のほうとしても要求はしたものの確認が非常に困難であるということで、琉球のほうで措置できる金額である、すなわち六百八十八万五千円ありますから、これは琉球のほうで措置することになりました。

それから農作物対策では、バイン対策、水稲対策についてそれぞれ種苗補助というものが要求がございました。これは当初、干ばつの際にも種苗補助については二分の一の補助を見たところでありますので、今回も二分の一の補助ということ、ただし本島のほうから種苗を採取して送るこ

とになりますので、すなわち種もみの種苗、それからパイン等でございますから、いずれも海上運送の費用が要ります。それらも入っているわけでございます。

次に、利子補給として琉球の要求と少し違いましたのは、生活資金を融資することに對する利子補給並びに農家の負債の償還延期に伴う利子補給、これを十分の十で見てほしいという要求でありました。しかしながら、この二つの制度とも本土法にございせんために、大蔵省としても予算の査定のようなありませんので、したがって、これの必要な資金として、琉球政府がこのような行為を行なうことについて、すなわちその内容は査定をしない。したがって、その生活資金の融資と旧債の償還延期に伴う利子について、金額は琉球政府の特別交付金として三千万を組みました。これは琉球政府が自由に生活資金並びに営農資金の農家の旧債借りがえ延期に伴う利子補給にお使いになるという結果になるわけでありまして、したがって、この三千万は率でいいますと十分の七ぐらいと、二分の一から比べると高い率になっておるわけでありまして、この内容は琉球政府のほうで独自に処理をするということになるわけでありまして、したがって、項目を変えて措置をしたということになります。ただし、これはいづれも琉球政府の要請と前提が違ひますのは、来年三月末までという査定がしてございまして、金額については若干要請額と差がござい

ます。

そのほかに、利子補給分としては家畜対策に三十三万六千円、かつぶしがぬれたことによつて、それに伴うかつぶしのぬれ損の救済が九万円と、いうようなことになっておるわけでありまして、さらに開拓者住宅については、特殊な環境の中でございまして、開拓者住宅について七千八百二万七千円を措置をいたしました。これは恒久住宅を建てるための資金でございまして、単価等について若干の違いがございまして、大体要求どおり

できると思ひます。

救済土木事業については、これも三月末一ぱいまで救済土木事業を行なうということで四千八百九十五万を措置いたしました。

さらに、公共土木の施設災害がございまして、これについて琉球の要求は一億五千三百一十一万三千円でございますが、災害査定官を現地に派遣をして精査いたしました結果、九千八百二十二万一千円、ただし、これは十分の八補助ないし三分の二、それぞれ学校や医療機関等において若干の補助率の差はございまして、おおむね十分の八補助でございます。したがって、この残りは琉球の負担でございます。したがって、これは公共土木の災害でありますから、現在琉球の公共土木予算がついておりましたうち、これは将来の問題として復帰時点において繰り越し等の事態が生ずるおそれも相当地ありますので、資金の操作の面はできるであろうと考えておる次第でございまして、

以上、概略の御説明をいたします。

○委員 現地の要請にこたえて精力的にお骨折りをいただいた点、感謝をいたします。しかしながら、先ほど申しましたように、沖縄においては災害に関する財政措置、特に本土における激甚災害制度もございせんし、金融に関しては、天災融資法あるいは自創資金の制度もございせん。そのために今年のような異常災害については、いろいろ対応策のおくれあるいは資金手当てが思うにまかせなかつた点があつたようでありまして、これは当然本土に復旧いたしますと、これは当然然本土制度が適用になるわけでありまして、これは、しかし、その諸制度を適用するにあつたての実際のやり方、さらには、今回も若干お考えになつたようでありまして、予算に関する特例措置等について、今後の恒久対策と算いまして、そういふ点についての考え方を尋ねたいと思ひます。

と、またさらに、台風による水と風の影響で、また全滅状態になるという、まことに悲惨な状態にありまして、また今回の時期はすれの台風も、沖縄本島等において大体十度以上の、二十度ないし三十度の倒伏がサトウキビに見られるとあり、また若干のいわゆる収穫操業に悪影響のある現象が、すでに速報で入っております。

これらのことを考えますと、やはり千ばつ対策としては、すでに二度にわたつて処置いたしました緊急対策あるいは恒久対策のはしり、こういうものをすみやかに恒久的な施策として、これは水をためる施設さえあれば、あるいはくみ上げて注ぐ施設さえあれば解決できる問題でありますから、この問題は二度と沖縄に干ばつが起らないように措置することは可能だと思ひます。また一方、台風の問題は、これはとめる手段はありませぬけれども、この台風によつて受けた被害といふものは、先ほど私が説明いたしましたとおりの、本土にはない制度であります。生活資金あるいはまた農家の負債の延納に伴う利子補給といふようなことに一歩を踏み出したことによつて、将来は沖縄の人々の農家の累積負債に對してどのような措置をすべきか、これは開拓農家等の負債整理等も念頭に置きながら処理をしていって、そして、新しい農業の未来図を描く場合に、やはりキビとパインは一番おそろしいのが干害でありまして、その次はもちろん台風でありますから、この二つに耐えられる施設とさらに品種の改良、こ

ういふものを重点に置いて、いま干害のために何千名という人が現金収入を得るために土地を離れておりますので、それらの人々が農業のささぐとして自分たちの家庭に帰つてこれら環境をすみやかにつくらなければならぬ、かように考えておる次第であります。

○委員 次に、法案の關係に入りますが、これはいづれの法案とも関連はございまして、これは最初、主として振興開発法案についてお尋ねしたいと思ひます。

第一点は、新全国総合開発計画及び新経済社会

らくまだはつきりきめておりませんが、来年春ころからこの補正作業に取りかかりたい、こう考えています準備作業中でございます。

○委員 新全総と経済社会発展計画はそれぞれ関連しているわけでありますが、特に最近、国際的にはニクソンの新経済政策の発表、あるいは中国問題をめぐる国際緊張の緩和傾向、さらには通貨調整の問題等、非常に国全体の政策を大きく転換する必要があるような問題が出ておりますし、国内においても、昨年来、公害問題あるいは交通の問題、さらに環境問題というところで、この発展計画、新全総とも、いずれ近い時期に手直しをする必要があるというふうに私は考えております。

その場合に、単に従来のように沖繩を一つブロックとして追加する、あるいは現在の既往の計画に組み込むのだというふうなことでなしに、せっかく返る機会でもありますから、新全総、発展計画ともに、ひとつ沖繩を含めたものとして検討をしていただきたいというふうに考えておりますが、ただいまのお話を伺いますと、新全総のほうは、実は復帰を待たずして準備がかなり進んでおる、発展計画のほうは、来春早々にでも手直しにかかりたい、若干時期的にずれようでありますが、その点、再度お尋ねをいたします。

○木村国務大臣 御承知のとおり、新全総、これはもちろんその中で新しい一つの見方をとっております。すなわち、もうすでにわが本土で起こっております環境問題、これについては、現行の新全総の中で、環境問題についての将来の展望というものを非常に明確に打ち出しております。したがって、その基本的方向は、もういまさらこれを改定する必要がないくらいでございますが、しかしながら、その後におけるいろいろの経済社会情勢の変化もございまして、その実施の段階でその面をもう一度再検討して、それに新しい具体的な方向を与える必要がありはしないかという意味で、いまその改定作業を準備中でございます。また、新経済社会発展計画は、御承知のとおり、すでに経済社会情勢が非常に急進展いた

しましたので、当然これは見直すべき時期に来ておりますが、その際には、また沖繩がわが本土に加わってまいりますその価値というものを十分認識して、全体の方向の中で沖繩のあり方を考えるという面で、その間に矛盾のないような調整を行いたいと思っております。

○委員 実は、今度振興開発法に基づいて沖繩の振興開発計画が定められるわけでございまして、いろいろな長期計画が現在ございまして、特にいま問題になった新全総、経済社会発展計画のほかに、各省それぞれ個別の長期計画を現在持つております。道路、あるいは治山治水あるいは住宅、生活環境施設、交通安全施設等々、いろいろな長期計画がございまして、それに琉球政府自体がおきめになった長期経済開発計画、これは当然全般の問題について尊重すべきことであります。そこら辺の相互関連と、それから実際に調整をする場合にだれがどういうふうな形で調整をするのか、これはあるいは総務長官にお答えをいただくことになるかと思っておりますが、お尋ねをいたします。

○山中国務大臣 沖繩における社会資本の整備というものは非常におくれておりますから、これについては補助率等で原則十分の十という考え方をもって相当多額の投資をしてまいりますが、それといたしまして、質問された本土の港湾とかその他の五カ年計画、それぞれの長期計画との関係というものは当然そこに問題が起ってくるわけであります。したがって、これは総理府、復興後は開発庁というものがその中心になって総合調整をいたしますが、少なくともこの沖繩が急速に高度な投資が必要であるということから考えますと、たとえば漁港あるいは住宅等については、琉政側の当初十年であった計画も縮めて五カ年でこれを達成しようというふうなことも、いまそれぞれの農林なり建設なりにおいて策定して予算を要求しておりますから、当然本土のそれぞれの五カ年計画等の長期計画は、それが組み入れられたことによつて実質的に改定をしなければならぬとい

いうことに結果相なるであろうと考えておりますが、いまのところ金額をどれだけにして改定するかという問題にまではまだ進んでいないわけであります。

○委員 ただいまのお答えに関連して、この振興開発計画の性格であります。これは一種の新全総あるいは経済社会発展計画両方をセットにして沖繩版みたいなものであるというふうに理解していいかどうかということが第一点。

それから第二点は、十年を目途にいたしまして長期展望をこれによつて示そうということですが、いまゆる長期ビジョンを示すところの一種のマスタープランなのか、あるいは具体的財政的な裏づけまで伴う一種の実施計画のようなものにお考えになっておるのか。

その二点についてお尋ねをいたします。

○山中国務大臣 性格はまさにあなたの質問されたおりのものと見ていいと思っておりますが、それと具体的な本土の新全総あるいは社会開発計画との組み入れについては、経企庁長官からの御答弁のあったとおりであります。

さらに、この法律の予定しております十カ年計画というものは、これは実施計画、マスタープランのいづれかということでありまして、これはやはり初年度はその第一年度となりますから実施計画の初年度になります。この法律で明示されたこと、それは復興後の新しく選ばれた沖繩県知事というものが原案を作成して審議会にかける、その案を基礎として具体的なものは計画は立てられまして、その時期において沖繩の現地の意向あるいは要望というものを十分に原案作成者を中心にそれを基礎として固めていかなければならぬと思っております。これはやはりきつちりその時期においては十カ年後に到達すべき目標、それへの到達する過程、そういうものが予算においてもあるいはまた政府の全体のそれに対する姿勢においても、明確に示されていかなければなりませんし、そうなるであろうと考えておる次第であります。

○委員 振興開発計画そのものはまさに新しく

できるであろう沖繩県知事が原案作成をする、こういうことではあります。その基本的な点、あるいは計画の構成要素になるような若干の問題についてこの機会にお尋ねをいたしたいと思います。

第一番目は、これは振興開発計画もそうありますが、従来の考え方も、基本的に地理的及び自然的な特性というものを生かしていくのだ、そしてそれに即した振興開発をはかることが沖繩のために一番よろしいのだ、こういうことがずっと貫かれて言われております。

そこで、まず地理的な特性ということですが、これは一種の日本の縮図みたいなものと考えていいような気がいたします。といひますのは、沖繩の置かれておる位置の有利性、それから長い海岸線、数多い離島、こういうことが地理的な特性であります。戦後日本の発展経過をたどって見ますと、戦前の常識からすればまあ悪条件といわれる三つの、つまり国土は狭い、資源はない、人口だけが多い、これじゃとてもこの狭い土俵のワケの中では話にならぬというのが、大体戦前、大方の人の常識であったのであります。それが戦後見ると二十数年にしてこま

で発展をなし得た、その原動力は何かということになります。日本は海洋国家ということ、いろいろ外国との取引、貿易等に有利な地位を占めておる。同時に、海岸線を有効に利用することによって、特に臨海地域というものがもう超高度にむしろ活用されて公害等が発生しているといわれるほどになった。その裏づけになる輸送革命といわれるようなことが実は起爆力といひますか原動力になっておるような感じがいたします。

そうなりますと、沖繩の場合もそういう地理的な優位性というものを具体的に計画の中に織り込んでいくことが振興開発のきめ手になるであろう、そういうふうになると、新全総の場合もひとり国土全体に占める沖繩の位置づけというふうな国内の一種のネットワークだけでなく、これもしばしば話に出ておるのであります。東南アジア地域等を特に考えて、一種の国際的なネット

ワークまで張りめぐらし、それを機械にしている
 いろいろな計画を設計していくことが必要であ
 るうと思ひます。

そうなりますと、これは港湾あるいは空港、漁
 港も含めて、さらに島内の連絡、道路網の整備と
 いうふうな交通通信施設の整備が沖縄の振興開発
 のいわばきめ手ではなからうかというふうに思
 うのでありますが、これに関する運輸大臣の所見を
 承りたいと思ひます。

○丹羽国務大臣 ただいまの漢先生の御質問で
 ございますが、沖縄の地理的条件はわが国と似てお
 りまして、四囲が海に囲まれておりまして海岸線
 が非常に多い、離島が多い、そういう点につきま
 して、あるいは港湾あるいはまた空港の整備が必
 要だろというふうな御質問の趣旨と思う次第で
 ございますが、御説のとおりでございます。確
 かに沖縄の地理的条件は非常にわが国と酷似し
 ておりまして、それにつきまして、私も同様に思
 ひまして、ただいま総務長官からお話ございま
 した、沖縄開発計画が樹立されました御要望が
 出ましたならば、直ちにそれを受けまして、そうし
 て可及的すみやかに十分な整備をいたしたいとい
 う今日心がまえで準備を進めているところでござ
 います。

御承知のとおり、港湾は避難港も合わせまして
 七十七港湾ございます。そのうちで特定港が三
 つ、重要港が五つ、あとは一般の港湾でございま
 すが、それらにつきましても、あるいはまた琉球
 政府並びに開発庁のほうから御依頼がございま
 したならば、もし御必要でございましたら技術並びに
 資金の援助も国でやるということにいたしました
 て、直轄事業といたしましてこれもやろうという
 ようなこともたまたま考えているところでござい
 ます。もとより、再三総務長官からお話ござい
 ましたとおり、あくまでも地元の御意思というこ
 とによりまして私どもは出てまいりたいという、
 こういう考えでございます。

還をいたされます。また、離島には七つ空港がご
 ざいます。

那覇空港の整備は、もとよりこれは御承知のと
 おり、沖縄と本土を結ぶ非常に重要な意味を持っ
 ている空港であるばかりでなく、また、将来国際
 線としても重要な地位になる次第でございまし
 て、ただいまのところでは国際港としての利用度
 数がまだ非常に少ない次第でございまして、私
 どもは、返還の晩に地元の御要望も入れまして第
 二種空港といたしまして整備をいたしたい、こう
 いうふうに思っている次第でございまして、その
 整備につきましましては、国が、政府が全力をあげま
 してやっております。

また、離島の七空港につきましましては、YS11が
 離島着が可能な空港はもとより早急に整備をいた
 しまして、YS11によりまして、そうして離島間
 の航空の利便をはかってまいりたいと思つていま
 ります。次第でございまして、YS11が使えないような
 地理的条件によりまして、滑走路その他によりま
 して使えないような空港につきましましては、これは
 STOL機を使いまして、そうして空港の便利を
 はかっていきたい。しかし、STOL機を航空に
 使います場合におきましては、非常にやはり運営
 上、ときによりまして赤字の出るおそれもある
 上、それらにつきましましては、やはり政府におきま
 してその赤字対策につきましても万全の処置を講
 ずる、こういうふうなことでせつかく努力をして
 いるところでございまして。

○委員 第二点は、自然的特性ということであ
 りますが、これについても、毎々いわれておりま
 すように、亜熱帯の地帯である。それから非常に
 雨がが多い。もちろん台風災害も伴うわけであり
 ますが、まあ本土に比べると約二倍に近い千数百
 ミリという年間雨量を数える。ところが、なかな
 かその水をため込む施設もなければ、集水面積も
 狭い関係等もあって、せつかく降った雨が馬の背
 を分けるようにたちまち海に流れ出してしまふ。
 それで干ばつというふうな現象になる。こちら辺
 の手を打つことが必要であらうと思つております。

そこで、この亜熱帯の特性に即した代表産業と
 して当然農業ということが考えられるわけであり
 ますが、現在総合農政ということ、北は北海道
 からいずれ沖縄に至る日本全体の農業地図をかき
 上げながら、それをガイドポストとしながら今後
 の農政を展開していこうという段階に現在なつて
 おるわけでありまして。その場合に、北海道、これ
 は一種の亜寒帯地帯、したがって、酪農である、
 あるいは雑豆である、ビートであるというぐあ
 いに、わりあい地域的に地域特産を固定しやすい
 わけであります。同様に、亜熱帯に属する沖縄、
 これも現在キビとパインと肉牛が主軸である。将
 来はあるいは内地市場を目標にした高級野菜等も
 当然考えられる。ただし、これには植防上のいろ
 いろな問題はございまして、わりあい地域とし
 ては特定しやすい南と北の両はじをびちと押え
 込むことによつて、本土は適地適産といひなが
 ら、極端にいえばどこでもつくれるという状
 態でありますから、文字どおりの日本全体の農
 業地図をかき上げるに絶好のチャンスであると私
 は思つております。そういう観点からこの沖縄の
 農業というものをどう位置づけていこうとする
 のか。

それともう一つは、基本的にかんがひ設備等は
 もちろんでありますけれども、土地改良、圃場整
 備、農道の整備、ほとんど沖縄はできておりま
 せん。それだけの態勢もまだ不十分であります。そ
 ういうふうになりますと、その種の農業生産基盤
 を整備いたしてまいります場合に、現在本土で
 やつておるような農業構造改善事業、これにつ
 いても沖縄の場合は特殊なやうな型といひますか
 ら、そういうものを想定し、考えて実施することが必
 要ではなからうかというふうに思ひますが、その
 点まずお伺ひしておきたいと思ひます。

○山中国務大臣 農業を中心とした沖縄の自然的
 な条件を生かすという問題は、まさにこれが一つ
 の基本の柱になるわけでありまして、でありますか
 ら、大体いまお話しになったようなことで尽きる
 と思ふのでありますけれども、すなわちキビとパ
 インというものは亜熱帯ほどよろしい。日本の場
 合には熱帯は存在しないわけでありまして、その
 の有利な条件というものが一番生かしやすいの
 は、まさに亜熱帯農業の確立ということにあると
 思ふのです。沖縄でいま本土の一応の模範になつ
 ております模範農場というところが、一生懸命い
 ろいろな研究をしたり、沖縄の未来図をかいたり
 しておりますが、そこで一応沖縄においては農業
 地図をかいておるわけでありまして。若干水田等
 について私と意見の相違するところがありますが、
 沖縄における米というものは年間四千万トンくら
 いありまして、いわゆる売り出す分です
 ね、そういうことを考えますと、米作振興とい
 うのは沖縄の場合にはもう一べん考え直せ、その
 わり現在の水田の転作に対する補助金等の対象に
 キビとパイン、これを永年作物とみなして五年間
 の特例措置を沖縄にも適用するようにしようじや
 ないかというところで、その手当てもいたしてあり
 ますが、そのようなことを念頭に置きながら、キ
 ビ、パインを中心にして、それと有機的に結びつ
 いた肉用牛生産というものが必要であります。そ
 のキビ、パインをつくるにあたっては、台風の問題
 も先ほど触れましたが、一番おそろしいのは干
 ばつでありますし、反収を上げるにしても歩どま
 り、ブリックスの向上にしても、いずれもこれは
 水が必要でありますので、畑かんというものを基
 本的な基盤整備の中軸に据えて、安心できる、小
 さい島であつても水が得られるわけでありまして
 ら、そういう意味における施設を恒久的なものとし
 て定着させたいと考えておるわけでありまして。
 肉用牛は現在のところまだ若干試行錯誤的なと
 ころがありまして、品種改良の面についても、あ
 るいはまた頭数等も二万四千五百頭しかありま
 せんし、これではちよつとまだ底辺として不足し
 ておりますので、キビやパインの梢頭部あるいはし
 ばりかす等を有効に利用することによつて非常に
 有望でありますし、またビロ等の駆除をすでにこ
 としから予算で開始いたしましたところ、その効
 果きわめて顕著でありますので、それらを引き続

き実施しながら沖縄における天然の雨と、それからあたたかという牧草育成に最も有利な条件を生かしていかなければならぬと考えるわけであり

したがって、沖縄においてキビとバインとを主軸に据えて、そうしていま申し上げましたような肉用牛等の関係、さらにまた将来コールドチエーン等が定着いたしますことを前提として、沖縄におけるメロンあるいは野菜、そういう単年生の作物等とキビとバインと併作できるようなものについて重点的な指導をしていかなければならぬと考へております。

植物防疫等については、すでに沖縄本島ではウリミバエというものがいないということによつて本土にメロンの出荷が可能になりましたため、次は久米島でこれを退治しよう、そうして宮古、石垣というふうに逐次ウリミバエ、ミカンコミバエ等の駆除につとめて、そうして有利な条件で収益の高い農業が営めるようにというようなことをいま念頭に描きながら、逐次その計画を進めておるところであります。

○委員 次に、振興開発上の若干の問題についてお尋ねしたいと思ひます。

第一番目に、沖縄経済の構造問題であります。これについては、すでに過般、細谷委員の質問に対して通産大臣からお答えもあつたのであります。が、現在の沖縄は、所得構造から申しますと、一次産業は九・八%であるけれども、一方、働く就業構造のほうは二九%。これはいづれも四十四年の数字である。反面、第三次産業は非常に多いございまして、所得の点からいくと七割をこえておるし、就業人口から見ても、軍務労働者を含めて五四・一%。それに比べて、第二次産業は就業が一六・七%で所得が一七・七%。そこで、一種の基地経済の状態からいかにして脱却をしていくかということが将来の開発戦略の機軸になっていくだろう。それに対して、通産大臣は、過般、産業構造の高度化政策、公害を伴わないような形の企業の誘導をやつて、逐次第三次産業の比率を減らしな

がら第二次産業を大いに振興していきたい、第一次のほうは自然に減っていくだろうというふうな趣旨の御答弁をちょうだいしたわけでありまして、考へてみますと、従来、常識的に、第三次産業の比重が高くなるというのは経済の発展段階のこれは象徴なので、第三次産業は高ければ高いほど文明国家であり、経済的に発展している国家であるなどという考へ方がございましたが、この第三次産業というのは実は非常にくそとみそと一緒にしたといつてはおかしいのであります。最近の知識——通産大臣のことばをかりれば知識集約産業、情報知識産業、こういうものもおそらく第三次産業でございましょうし、あるいは小売り屋さんから小さなサービス業からかなり幅がある。そういうものをもとにして、それでこれからの経済政策、産業政策をひとつひねり出そうというの

は、どだい無理な話であると思ひます。そういう点から考へて、これは総理府統計局も関係があるのであります。経済企画庁等も、従来の牧歌的な時代の一次、二次、三次産業という、こういう素朴な振り分け方からもう少し突っ込んで、そして、基礎資料を整備していくことが必要ではなからうかというふうに考へます。この点はエンゲル係数についても御同様でありまして、食うや食わずでもって、あるいは身の回りを整えたりあるいは遊び回つたりということになれば、総生計費の中の飲食費の部分は減っていく、減つていけば生活水準は高いのだ、文化国家であるなどというのも、これもおかしい話である。

そこら辺の基礎的な問題について、これは経済企画庁長官に、ひとつ産業区分のやり直し、それから第三次産業は特に再評価をして再整理をして、そして政策の根拠として役立つような形にひとつつくり直した上でいろいろとお使ひ願ひたい。ただし、統計の継続性ということもありますから、一ぺんにやると去年の分にながらないといふのも困りますので、そこら辺は、内訳としても少し厳密な意味で御準備いただきたいといふふうに思ひますが、企画庁長官とあわして通産

大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○木村國務大臣 いま御指摘のとおり、最近、第三次産業と申しますか、むしろ一次、二次、三次という、こういう大分類がはたして現在の経済社会情勢に適應するかどうかという疑問がますますござい

ます。そういう意味におきまして、こういうような時期になりますと、私は、むしろ一次、二次、三次という産業分類を再び洗い直しまして、これは仮称でございしますが、まず、知識情報産業あるいは都市開発産業のごときは、これは一つの四次産業として見直すべきではないか、こういうようなことを基本的な考へております。

いづれにいたしましても、時代の進歩とともにそういうような一つの先導的産業というものが生まれてくるのは必至でございしますから、そういう意味におきまして、これは非常に大まかな話でございしますが、そういう産業分類をあらためてひとつ見直す意味において、新経済社会発展計画の中でこういう面も取り上げていきたい、こう考へております。

○田中國務大臣 一次、二次、三次産業区分を新しく考へ直したい、これは私もそのとおりでございします。このごろは一次にも二次にも三次にも入らない人間も出てまいりますし、経済学者の話を聞いてみると、そこらを騒いでいるのは四次産業人口だといわれておるような、どうもこのごろ確かに定義も不明確になっておりますから、高度化の過程において洗い直さなければならぬ。私も賛成であります。

しかし、沖縄の実態を見ますと、観念論的ではなく、やはり具体的に考へなければならぬわけですね。二次産業比率を高めるといふことをいいますとすぐ公害の問題と結びつきますが、しかし、世界の高い国は、後進国として国民所得が低いこととは申すまでもないこととございします。二次産業比率が高くなつてくると、国民所得も国民総生産も拡大していくという傾向にあることも事実で

ございします。また、都市化現象が非常に急速に促進せられる過程において、いまいわれる三次産業比率が高くなるということも事実でございします。

いま沖縄を見ますと、これはいろいろの年次の取り入れ方によつて違ひますが、いま私の手元にある数字で見ますと、一次産業で見ますと、本土は、年次が二年ばかり違ひますが、四十三年と七〇年をとつておられますから違ひますが、人口比率でまいりますと一次産業が一七・四であつて、その一七・四の人口比率の一次産業人口の生産所得比率は一〇・六%でございします。ところが、沖縄においては、一七・四に對比する人口比率が三八・九でありながら、生産所得においては八・八でありますから、本土の一次産業に比べると約半分しか収入がないわけにございします。

でありますから、こういうものをどのようにして——これは全国の中に占める沖縄の地位というものをきめて、そしてその中で所得水準を引き上げるための構造改革を行なわなければいかぬということは事実でございしますが、やはり私は、先進工業国の一次産業比率が五%ないし六%、アメリカなどは五%を割つておるという事実を考へますと、やはりまだ一次産業比率、人口比率は下げなければいかぬという感じがございします。そうでなくとも若年労働層は本土へ全部移つてきておる現象のところから、一次産業比率を引き下げることになると、これをどうするかということとございします。家族ぐるみ本土へ移住するわけにはまいりません。そして沖縄県全体の所得を上げるためには、二次産業比率を引き上げるといふことにならざるを得ないわけにございします。

また、三次産業比率は、本土の四七・三%という人口比率で五二・〇%しかあつておらない生産所得に対して、沖縄は四六・五%でありながら七三・三という高い水準をあげておることは、一つには基地経済であるということも影響があります。ですから、基地経済というものは、基地は縮小の方向にある、基地経済から自立経済に持つていきながら生産所得を向上していかなければならぬとい

うところに、沖縄の経済構造をそのように直さなければならぬという実態があると思うのでございます。

ですから、私は、公害問題は、これから二次産業比率を上げる、上げて公害を起さないようにしなければならぬというところは、これはもう当然のことなのでありますから、その論はまず別にしまして、純経済的に考えると、やはり二次産業比率を引き上げるということになるのです。

そういう意味で、沖縄の持つ用地それから用水それから交通問題、電力の問題、エネルギーの問題、こういう問題を総合的に拡大をしていく、そのために沖縄開発のいろんな施策、公庫等もつくられたわけでありまして、特別措置法もつくられておるのでありますから、そういうことで、まず沖縄の現在の産業を育てる、本土水準に引き上げていく、本土からの沖縄に対する進出も育てていく、それで、本土からの進出企業と現在ある企業との競合を避けるような状態において理想図をかいていく、かいていくだけではなく実行する、こういうことが今度の沖縄返還後の沖縄の産業計画だ、こういうふうな考えておられて、これから、いままでも沖縄でやっておったもの、アメリカの企業がやっておったもの、それから軍政府のやつておったものとか、いろいろなものを洗い直して、理想図に向かって着々と実施計画を進めたい、こう考えております。

○委員 ただいまの御答弁にも触れておられましたが、公害の問題に関連して、沖縄における環境政策について、環境庁長官にこの機会にひとつお尋ねしたいと思います。と申しますのは、環境庁発足以来まだ日がたっておりませんし、自然保護から現実生じた公害防止策まで、全般的な体制を整えていくことはなかなかたいへんたろうと思う。そういう点から考えて、この沖縄というのには願ってもない一種のモデルケースとして、これからの環境政策をひとつ沖縄をモデルにしてお考え願いたいと思うのであります。

そこで、過般も細谷委員の質問に関連して、健

康で快適な生活環境を確保していきたいのだ、こういうお話がございましたが、その具体的なものさし、言ってみれば生活環境確保基準のようなものを早急につくって——ものさしなしに自然環境の破壊はいかぬ、どうじゃと言うても始まらぬと思ひますので、そこら辺で、一種の沖縄モデルにした環境地図と申しましょうか、地域区分ごと、その種の規制基準を含めてお考え願いたいものだ、こういうふうな思ひわけでありまして。

一例を申しますと、たとえば西表島の大半のごとく、一切手を触れさせないで自然環境をそのままに保全していかなければならぬ地域もございまして。また、多くの海岸線に見られる景勝地のごとく、自然の景観をそこなわない範囲で、最低限の施設だけはチェックしながら、よからうというふうな地域もございまして。また、海中公園等、あるいは名護、恩納、南部戦跡、それから先島のかんりの部分にございまして、将来、健全な宿泊施設等を含むレクリエーションの場として、これまたある程度のチェックをしながら、むしろ開発を認めていく地域もございまして。また、農業振興地域に該当するような、本島北部のほうであるとか、あるいは八重山、宮古のように、農業の利用を原則として、あまりスプロールをさせないようにはじめ手を打っていかねばいけぬ地域もあつたります。あるいはいまからもう公害防止施設を並行させ、あるいはむしろそれを前提として、工業的あるいは都市的な開発を、先ほど通産大臣も言われましたように、総体の方向として二次産業の比重を高くしなければいかぬことは当然のことでありまして、その場合の公害防止施設というものを前提に考えていかねばいけぬ地域、大浦湾、さらには中南部等にもございまして。それから、すでに那覇その他の基地の町多くに見られるように、都市計画をきちんとやって、あるいは場合によっては再開発をやつて、適正な生活環境をむしろ取り戻していかなければいけぬ、こういう地域もございまして。そういうものを地域ごとには振

り分けたら、一つの環境政策の目安というものをこの際沖縄モデルにつくっていただきたい、こう思うのであります。お考えはいかがでございますか。

○大石国務大臣 沖縄の将来の非常に健康で、明るい、豊かな生活環境をつくることは、委員ととも、同じような考えでわれわれも今後の行政を進めてまいりたいと考えております。

沖縄が日本に返還されますと、これはいわゆる経済開発が盛んに行なわれることになりまして。この間、いままでのような非常に経済開発のおくれな経済開発が非常に希望されることとございまして。自然の景観をそこなわない範囲で、最低限の施設だけはチェックしながら、よからうというふうな地域もございまして。また、海中公園等、あるいは名護、恩納、南部戦跡、それから先島のかんりの部分にございまして、将来、健全な宿泊施設等を含むレクリエーションの場として、これまたある程度のチェックをしながら、むしろ開発を認めていく地域もございまして。また、農業振興地域に該当するような、本島北部のほうであるとか、あるいは八重山、宮古のように、農業の利用を原則として、あまりスプロールをさせないようにはじめ手を打っていかねばいけぬ地域もあつたります。あるいはいまからもう公害防止施設を並行させ、あるいはむしろそれを前提として、工業的あるいは都市的な開発を、先ほど通産大臣も言われましたように、総体の方向として二次産業の比重を高くしなければいかぬことは当然のことでありまして、その場合の公害防止施設というものを前提に考えていかねばいけぬ地域、大浦湾、さらには中南部等にもございまして。それから、すでに那覇その他の基地の町多くに見られるように、都市計画をきちんとやって、あるいは場合によっては再開発をやつて、適正な生活環境をむしろ取り戻していかなければいけぬ、こういう地域もございまして。そういうものを地域ごとには振

るに、沖縄は、御承知のように、いろいろ第二次産業が盛んになってまいりましたけれども、いわゆる観光産業といつたようなものが必ずしも経済開発の中の大きな地域を占めると私は思ひます。そう考えますと、やはり観光の基本というものは、何と申しましても、明るくて健康で清潔な環境が何よりも大事でございますから、そういう意味でも、自然環境を破壊しない、公害のない沖縄

をつくること、今後の経済開発の上にとつても大事だと思つてございまして。ただ、私も、先ほどお話の一部にありましたように、自然環境の整備ということにつきましてはいろいろ考えておりました。自然保護法といたした例のもとに、次の通常国会には、日本の国土全体の自然環境を守り得るような、あるいは保護するような、あるいは利用、活用できるような、そのような法律案を提出したいと考えております。沖縄につきましても、私は別なものの考え方が必要だと思ひます。それは、日本のいままでの経験にありまして、あのようなすべのの開発のやり方は、今後これを適用してはならないと思つております。沖縄の全体的地形、立地的条件、すべてのものを考えますと、内地とは変わつた一つの新しい形の開発のしかたがあると思ひます。そういうものを中心に、十分に政府なり沖縄の県が中心となりまして、その正しい開発のしかたにこれは協力をしなければならぬと思うのでございまして。それを、急激な経済開発を急ぐあまりに、安易な、内地のような開発におもいつてはならない。そういう点で、沖縄がどのように自然環境を保護し、保全し得るか、公害を防ぎ得るかということは、十分に基本的な考えることが大事である。そういう点からいいますと、私は、いつか発表いたしましたように、日本国土全体の環境はどのような程度まで保たなければならぬかというふうな観点から、環境容量というふうなことを使つております。そういうことを十分に調整いたしまして、そうして正しい日本国土全体のあり方、自然環境の保護のしかた、開発のあり方を検討しなければならぬと思うのでございまして、御希望のような豊かな沖縄をつくつてまいりたいと念願する次第でございます。

○委員 次に、厚生大臣と文部大臣にお尋ねをいたしますが、沖縄の場合、生活環境施設あるいは保健衛生施設、社会福祉施設、いづれをとりましても、本土との間に非常な格差が実はございま

す。児童関係の施設、あるいは老人関係の施設、いづれもそうであります。なかんずく医療体制をどういうふうに整備するかということは、特に離島をかかえた沖縄にとつて、社会福祉関係の最大の問題であらうというふうに思っております。

そこで、いま申し上げましたようなそれぞれの施設に関しては、各省年次計画をお持ちでございますが、その年次計画に対して、それは補助率、負担率の特例もございませうけれども、そうじゃないと、施設全体を整備するための沖縄のための計画というものを特別にお考えいただきたいというふうに思うのでありますが、その御用意がございませうかどうか。

第二点は、医療の問題に関連して、琉球大学にこれはぜひとも医学部を設置して、不足する医療担当者の養成を急ぐ、同時に、関連して看護婦さんであるとかあるいは各種の衛生検査技師のような方の整備を進めていかなきゃいかぬ。同時に、四十余の人の住む離島を持つておる現況から考えて、公的医療機関の一つの医療網といえますが、これを計画的に整備することが必要であらうと思ひます。

教育関係の施設についても全く御同様で、プールとか体育館はほとんどの学校が持つておられます。また、教員室さえなくて、教室を仕切りながらウナギの寝床のようなところで先生が仕事をされている学校も数多くございませう。そういう公立文庫施設の整備、これについて、両大臣からひとつはつきりした今後の方針を伺いたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 沖縄の社会福祉関係、社会保障関係また保健衛生関係、これは本土に比べて非常に非常におくれております。すべての水準は本土の半分以下と大ざっぱに言い得るのじゃないか、かように考えます。ところで、これらの問題は、沖縄の経済の発展とは関係なしに、直ちにでも本土並みにいたすべきであらう、かように考えます。したがって、生活保護のごときは、本土復帰と同時に本土並みの基準によつて生活保護を実施をいたしたい、かように考えます。さういふに

たしますと、ただいまの生活保護の基準を本土の基準に合わせてみますと、沖縄全体が四級地に該当いたしておりますが、その中で二級地あるいは三級地に引き上げるといふところも相当多くなつてまいりますので、生活保護を受ける数また内容は、本土復帰とともに非常に大幅に上がってくる、かように御承知をいただきたいと存じます。

また、社会福祉施設、いわゆる老人施設あるいは子供の施設等も非常に少のうございまして、本土の状態からなるとこれまた半分程度だと判断をいたしておるのでありますが、これらは、建物を建てると同時に、その施設に働く人たちの養成も必要であります。これらの社会福祉関係の施設は本土で五十年計画を考えておりますが、それと同様に沖縄振興計画の中に——沖縄振興は十年計画といふことになっておりますが、少なくとも五十年以内に大体本土並みの水準に合うようにいたしたい、かように考えております。

また医療関係も、ベッド数からだけ見ても本土の六割、また、施設あるいは医者、看護婦等の数は、本土の四割あるいは三割程度のものであるわけでございませう。医療施設につきましては、できるだけ国立病院、公立病院等の充実をこの十年計画の中において計画をいたしまして、そして医師の養成、看護婦の養成——少なくとも看護婦の養成は五十年以内に本土並みのものにしたい、かように考えております。医者の養成は相当年数を要しますので、ただいま委員のおっしゃいますように、沖縄に国立の医学部を設けてそして医者の養成をいたし、沖縄に落ちついてもらえるお医者さんを養成をいたすように、山中総務長官また文部当局とも相談をいたしまして、大体その方向に進んでおることを申し上げておきたいと存じます。

○高見國務大臣 学校教育が設備等において非常ににおかれておるといふ御指摘は、そのとおりであります。実は本土と比較いたしますと、小中学校の達成率、本土におきまして九一%になっておりますが、実は六三%しかございませぬ。これは今後五年間にこれを解消するという方向で進んでおるのであります。ことにプールにつきましては、まことに御粗末でありまして、実は小学校、中学校合わせまして二十九カ所、高等学校では一カ所という状態になっておるのであります。来年度予算の要求におきましては、小中学校合わせて十一カ所、高等学校三カ所を要求をいたしておるのであります。それからいまだ医療の問題が出ましたが、琉球大学に医学部を設けるということは、すでに総理府に設置されております医学部設置問題懇談会でその方向が決定をいたしておるのであります。山中長官のところ、とりあえず保健学部をつくることが必要であらうということで、保健学部は発足をいたしておるのであります。しかし来年度は、これは総理府で要求をいたしておるのでありますけれども、医学部の設置調査費を要求をいたしております。

問題は、沖縄に定着してくるお医者さんをどうしてつくるかという問題、それから沖縄の琉球大学に行つてくれなすお医者さんをどうして確保するかという非常にむづかしい問題をかかえておるのであります。この問題につきましては鋭意努力をいたしております。また日本医師会の方でも武見会長が非常に努力をいたしてくれておるのであります。必ず実現をするということを申し上げておきたいと思ひます。

○淺委員 時間があまりないようでございますので、暫定使用法、改廃法あるいは特別措置法、それぞれについてお尋ねをしたいと思います。このあたりは、まず主として特別措置法関係、これは改廃法も当然関連してまいりますが、その基本的な点について考え方を聞きをしたいと思ひます。

過般の審議でも六百一本も関係法律がある。条文数が百五十七条特別措置法にある。おまけに政令委任事項も多い。それから法令の適用に関する特別措置といふことで各省関係が百三条もある。そういう形でなかなか審議は容易でないんじゃないか、こういう話がございます。しかし、本法の性格を考えてみますと、本来実体的に新しい法令をつくつて本土全体の法体系を変えていこうという形ではないに、むしろどちらかといへば既存の本土法体系、これは千六百ぐらいのおそらくあると思ひますが、その中に沖縄法令をいかにして移しかえ——いづれは本土法体系の中に吸収していくんだが、こころばらく経過的なテクニックとしてひとつ考えよう、こういう性格のものであるうと思つておられます。したがって、本土法体系、特殊な地域立法は別であります。それに見合うだけの本数が本来は必要なのは、それに見合うのままだぶせても間に合うものもあるから、しばらくかけてみたら六百一本になった、こういうふうに理解してよろしいかどうか。その点が第一点。それから、そういう性格でありますから、類型別、手続別にある程度検討してみますと、いろいろなスタイルのものがこの特別措置法の中にございませう。

そこで、まずこれは私の考えを申し上げまして、あるいはその辺が違ふという御意見があればお伺いしたいと思ひますが、第一番目は、本土法と沖縄法を比べたときに、内容的に見て同じであるか、あるいは同種のもので、その中でそのまま移しかえが可能なものは即時適用をはかつておるし、また発足の時期がいささか向こうところらで違ふ、形は同じだけれども実体が幾らか違ふといふふうなものについては、暫定期間を置いて、いわゆる暫定措置として移しかえをはかつておる。それが第一類型。

第二類型は、内容的に両者の間に違いがある。だけれども、本土法のはうが沖縄県民にとって有利なもの、たとえば所得税法のごときものは有利なもので、これは手続的な調整がつき次第早期に適用する。もちろん中には即時適用のものもある。それから、同じ内容の違ふもので、本土法のはうが沖縄県民に不利になるようなもの、逆に沖縄法令が有利なものにつきましては、まずできるだけ沖縄法令、いわば既得権の保護という観点

から沖縄法令を尊重して、段階的に本土法に移行をしていく。また、ある種のもの、当分の間、特別措置として残していく、食糧制度であるとかあるいは税制の相当部分がその中に入っていると思ひます。

三番目の類型は、本土にはあるが、しかし沖縄にはない、こういうものも非常にございます。農地法であるとかあるいは県民税、電気ガス税等は、その例であります。そういうものについては適用はするけれども、激変緩和措置という意味で暫定期間をとってつないでいく。それから二番目には、各種の地域立法がそうでありますが、ある種のもは沖縄を適用対象から初めからはずして、そして新しく沖縄に有利なものを、振興開発法とか設置法というものはそうでございますが、そういうふうにしていく。

それから四番目には、沖縄にはあるけれども本土にはない、こういうものも数多くございます。これについても既得権を保護していくという観点から、できるだけ特別措置で救っていく。たとえば所有者不明土地のような、本土にない制度がございます。それから沖縄県民に不利なものはこの際廃止をする。

そういうふうなふうに分けて考えてまいりますと、かなりよく、簡単に言えば、沖縄に不利なものについては、なるべく特例、暫定で救い、有利なものは即時適用して救っていく、こういうのがこの特別措置法全体を通ずる一つの考え方である、こういうふうには私は理解しておりますが、それでよろしゅうございますか。

○山中国務大臣 これは分類のしかたによって、分け方は幾つもあると思ひます。しかし、漢君の考えられるような角度から分類をした場合には、そのような形の分類で誤りはないというふうに思ひます。

○渡委員 それじゃ一、二の問題について特別措置関係で申しますが、法務大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

十条から三十条にわたって裁判の効力の承継等

の規定がございますが、沖縄の裁判制度は、いわば異民族の支配下においてある程度かつてにやられたじゃないか、だからそういうものを無原則で引き継ぐべきではない、こういう意見がございますが、その点はいかがですか。

○前尾国務大臣 今回、沖縄につきましては、いわゆるやり直し方式というのではなしに、引き継いでいく方式をとったわけでありまして、と申しますのは、二十数年間にわたって一つの法秩序ができておる。また、その法秩序はかなり国内と一体化が行なわれて、最近では同一といつてもいいくらいな法制体系になつておるわけでありまして。また、沖縄人が裁判したものが大部分である、そういう点からいいますと、そのまま引き継いだほうが混乱を起こさない、こういう関係から、今回はそういう措置をとつておるわけです。

○渡委員 ただ問題は、数多い裁判の中に、いろいろあとに問題を残すようなものも出てきやせぬかというふうな感じもあるものであります。したがって、かりに引き継ぐといたしましても、特に刑事裁判の關係あるいはアメリカの民政府裁判所で行なわれた民事裁判、これらについては、ある程度再審理と申しますか、場合によっては再裁判をする、そういうふうなチャンスというものを与える必要はないかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○前尾国務大臣 特別の再審制度というものを認めましたら、これは全部やり直しになる、こういうことになるのであります。今回は平和的に譲渡されていったというのでありますから、現在国内法で認められておる再審制度は、これは当然でございますが、それ以外に再審を認めないほうが逆に法的安定性がある、かように考えておるわけでありまして。

○床次委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後二時二十七分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕